



平成 30 年 8 月 29 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報・広聴係

国立市の生活保護業務にかかる事務処理について (報告)

本件について、先般、当該事務の一部に適切でない処理が判明したことについて、第一報（平成 30 年 6 月 6 日付）をお知らせいたしました。

その後の内部調査により、該当件数や金額等の概要が判明しましたので、下記のとおりご報告いたします。

問い合わせ
国立市健康福祉部
生活福祉担当課長 松田
TEL: 042-576-2111 (内線 127)



記

1. 本件の概要

福祉総務課が所管する生活保護業務において、本来、ケースワーカーが速やかに処理すべき一時扶助並びに収入認定及び生活保護法第 63 条・第 78 条等に関する事務が適正に処理されなかったことにより、被保護世帯への保護費の支給漏れ及び過支給が生じていることが判明したものです。

2. 内容

これまでの調査で判明した世帯数及び金額等の内容は下表のとおりです。

支給漏れの状況	世帯数	31 世帯
	金額	約 120 万円
過支給の状況	世帯数	130 世帯
	金額	約 3,900 万円
ケースワーカーの人数	最大 7 人	

※平成 30 年 7 月 31 日調査時における同年 3 月 31 日時点の数値です。

※人数は、退職者及び異動者を含む、現時点で関与した可能性のある職員の数です。

※今後の調査状況に応じて、金額等に変動が生じる可能性があります。

3. 今後のスケジュール等

本年度末(予定)までにより詳細な調査を行い全容の解明を図るとともに、個別事案を適切に処理し直すことで金額等を確定させ、対象となる世帯の皆様にご丁寧かつ速やかに対応してまいります。また、調査結果をしっかりとふまえて原因の究明及び分析を行い、より実効性のある再発防止策を策定するにあたり、現時点では、①事務処理の方法、②進行管理、③人材育成、④執行体制、⑤職員の意識啓発、⑥組織管理、⑦リスクマネジメント等の観点でさらなる検討が必要であると認識しています。

本調査の終了後、調査の信頼性及び再発防止策の実効性を担保するため、外部の第三者委員による検証を実施する予定です。引き続き事務処理の適正化を推進するとともに、市民の皆様により信頼していただける生活保護行政、また、市民の皆様にご真に寄り添うことのできるケースワークを実現すべく全力で取組を進めてまいります。

以上